



◆ 4-2 施策の推進

5つの基本目標の達成に向け、「具体的な取組」により、施策の着実な推進を図っていきます。なお、本章における「具体的な取組」は、今後、特に力を入れて取り組むべき事業で構成されています。

基本目標1 低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～

・ 施策1 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

＜具体的な取組＞

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進

日常生活や事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減していくため、中央エコアクトについては、活動事例や省エネルギー効果を広く紹介し、取り組むきっかけにつなげていくなど、さらなる普及を図っていきます。

②エネルギーマネジメントの促進

家庭や事業所でエネルギー使用の最適化を図るため、省エネルギー診断を推奨していくとともに、エネルギーマネジメント機器の普及を促進していきます。

③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進

区内の住宅・共同住宅および事業所に対する導入費助成を充実し、再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器のさらなる普及を促進していきます。

・ 施策2 区が率先して行う温暖化対策

＜具体的な取組＞

①「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の推進

区は大規模事業者として、率先して事業活動に伴う電気、都市ガス、燃料等の使用量を削減していくとともに、設備の適正運用や増改築、設備更新の機会を捉えた施設整備を一層推進し、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます。

②公園灯・街路灯のLED化の推進

照明の省電力・長寿命化を図るため、区内の公園や街路におけるLED照明灯の導入を推進していきます。

(参考)

「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」の目標

計画期間：平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度(5年間)

エネルギー消費原単位の削減	平成 26(2014)年度(基準年度)と比較して、5.0%削減する。
---------------	------------------------------------

※エネルギー消費原単位…床面積1㎡当たりから排出される温室効果ガス排出量:kg-CO₂/㎡

・ 施策3 都市づくりにおける低炭素化

＜具体的な取組＞

①開発事業者に対する要請

開発時には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などのまちづくりにおける環境配慮を要請し、環境性能の高い建築物を広く普及させていきます。

・ 施策4 水素エネルギーの普及促進

＜具体的な取組＞

①水素エネルギーに関する普及・啓発

次世代エネルギーと言われる水素の活用に向け、東京都と連携して取り組むとともに、利活用のメリットや安全性、リスクなどの正確な情報提供を行っていきます。

・ 施策5 環境に配慮した交通手段の利用促進

＜具体的な取組＞

①自転車利用の促進(コミュニティサイクル)

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルの認知度向上に向けた情報発信を行います。また、利便性の向上に向けて、サイクルポートの適切な配置や増設を図るとともに、区境を越えた広域相互利用の拡充に向けた取組を推進していきます。

②環境にやさしいBRT(バス高速輸送システム)の導入推進

都心部と臨海部を結ぶBRT(バス高速輸送システム)の運行開始に向け、東京都と綿密な連携を図りながら、排気ガスがなく、走行騒音も少ない、水素を活用した燃料電池自動車の導入を推進していきます。

・ 施策6 区域を越えた地球温暖化対策の推進

＜具体的な取組＞

①「中央区の森」事業の推進

二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てるため、東京都西多摩郡檜原村の森林保全活動を支援していくことにより、行政区域を越えた広域的な視点からの地球温暖化対策を推進していくとともに、保全活動の対象地区を拡大するなど、事業のさらなる充実を図ります。

また、間伐材など木材資源の利活用や檜原村の森林文化、地域の歴史・自然などの理解をとおして、環境保全意識の普及・啓発を図るとともに、住民や事業者、行政の交流を促進していきます。

さらに、周知方法を工夫するとともに、積極的な情報発信を行い、区民・事業者の事業に対する興味・関心を高めるための取組を進めます。

※「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の二酸化炭素排出量削減目標

本計画の基本目標1「低炭素社会 ～地球にやさしいまちづくり～」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包するものであるため、平成42(2030)年度までの国や東京都の削減目標を踏まえ、二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおりとします。

なお、本計画の前期終了の平成34(2022)年度と後期終了の平成39(2027)年度の二酸化炭素排出量について、基準年度と目標年度を直線的に結んだ場合の目安を参考値として図4-1に示しておきます。

また、本目標に基づき、区としては今後とも、区民、事業者との連携により、より一層環境に配慮した行動に積極的に取り組み、二酸化炭素排出量の削減を図っていきます。

【中央区における二酸化炭素排出量の削減目標】

平成42(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で21%削減をめざします。

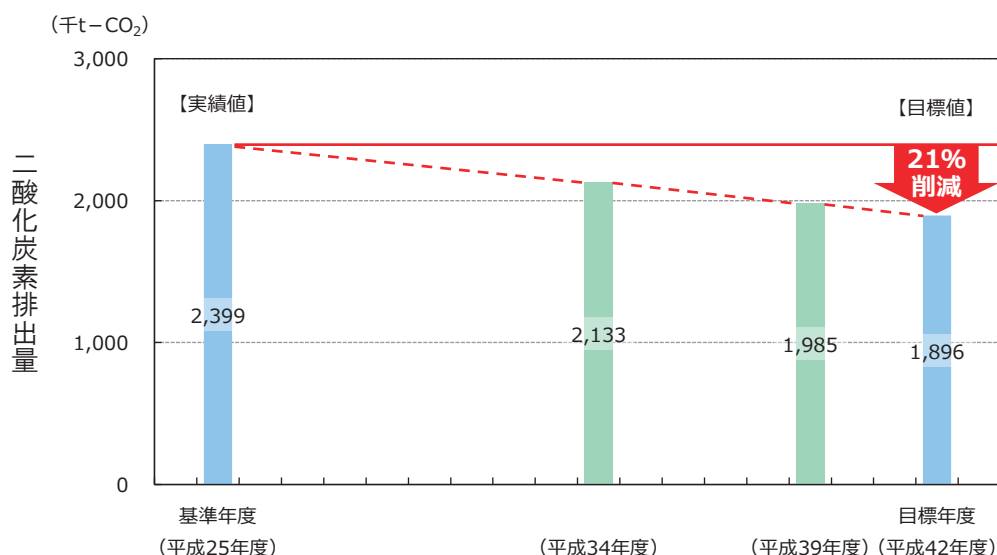


図4-1 中央区の二酸化炭素排出量の削減目標

※削減目標の考え方については、(資料編)4 参照

基本目標2 循環型社会 ～限りある資源を大切にするまちづくり～

・ 施策7 3Rに対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

＜具体的な取組＞

①情報発信の充実

広報紙やホームページ、各種パンフレットや環境情報誌、イベントなどさまざまな機会を捉えた情報発信により、区民・事業者のごみの発生抑制と再使用を促進します。

また、外国版パンフレットを従来のごみの出し方を伝える内容に加えて、3Rの大切さを伝える内容に充実するとともに、情報が届きやすいよう配布方法などを工夫していきます。

②子どもの頃からの意識啓発・環境学習

子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみ減量やリサイクルの習慣を身に付けられるよう、保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習や親子での施設見学会を実施していきます。

③リサイクルハウスの運営

区内に2カ所設置されている、リサイクルハウスにおいて、不用品販売、不用品交換情報の掲示、リサイクル教室などを実施し、資源再使用への取組を促進していきます。

・ 施策8 清掃・リサイクル事業の推進

＜具体的な取組＞

①事業用大規模建築物・事業用建築物における排出指導

事業用大規模建築物(3,000㎡以上)、事業用建築物(1,000㎡以上3,000㎡未満)への立入検査や講習会、啓発冊子などさまざまな機会を捉えて、分別方法の指導・助言を行うとともに、資源化に関する最新の情報を提供していきます。

②小規模事業者に対する排出指導

区収集ごみに排出している小規模事業所(日量 50kg 未満)に対して、ごみ・資源の分別やごみ処理券の貼付など適正排出の徹底を図るため、町会や事業者団体と連携した「ふれあい」指導の強化など、排出ルールの徹底に取り組んでいきます。

③食品廃棄物の削減

飲食店をはじめ、区内に多い食品関連事業者(食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者)への保健所による立入検査や廃棄物管理責任者講習会、事業者向け冊子などさまざまな機会を捉えて、生ごみや食品ロスの削減、食品再生利用に関する最新の情報を提供していきます。

④集団回収の促進

町会・自治会などで構成されるリサイクル活動団体に対して、意識啓発と円滑な運営を支援するための助成を行うとともに、優れた活動内容を環境情報誌などに紹介することにより、回収活動の活性化を促進します。

(参考)**「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」の目標**

計画期間：平成 28(2016)年度から平成 37(2025)年度(10 年間)

家庭ごみの減量目標

平成 37(2025)年度の家庭から排出される 1 人 1 日あたりのごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計)を、平成 26(2014)年度比で約 19.2% 削減します。

事業系ごみの減量目標**(1)事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量(従業員 1 人 1 日あたり)**

平成 37(2025)年度の事業用大規模建築物における従業員 1 人 1 日あたりの可燃ごみの排出量を、平成 26(2014)年度比で約 3.9%削減します。

(2)事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

平成 37(2025)年度の事業用大規模建築物における再利用率を 65%、事業用建築物における再利用率を 50%に引き上げます。

(3)事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)

平成 37(2025)年度の事業系ごみの年間排出量(区収集事業系ごみ・持込ごみ)を、平成 26(2014)年度比で約 14.9%削減します。



基本目標3 自然共生社会 ～水とみどりにかこまれた豊かなまちづくり～

・ 施策9 水とみどりのネットワークの形成

＜具体的な取組＞

①公園・児童遊園等の整備

施設の老朽化が進んでいる公園・児童遊園については、地域の特性やニーズを踏まえ、時代に即した公園に順次改修していくとともに、再開発事業の中で新たな公園を整備するなど、量的・質的な緑の創出を図っていきます。

②街路樹の整備

道路整備や再開発などに合わせた整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化などにより、緑の豊かさが実感できる道路環境の向上を図っていきます。

③水辺環境の整備

本区の貴重な財産である都内随一の水辺空間を活かし、誰もが快適に水辺の散策を楽しめるような環境を創出するため、東京都などとの連携を図り、周辺景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺の整備を行っていきます。

・ 施策10 公園等の整備

＜具体的な取組＞

①公園・児童遊園等の整備(施策9① 再掲)

・ 施策11 安全・快適な水辺環境の整備

＜具体的な取組＞

①水辺環境の整備(施策9③ 再掲)

・ 施策12 緑化の促進

＜具体的な取組＞

①公共施設の緑化推進

都市緑化の先導的な役割を果たし、区民にとって親しみのある施設とするため、公共施設の屋上や壁面などの緑化を推進していきます。

②民間施設の緑化促進

緑豊かな都市景観の創出を図るため、住宅や事業所などの緑化にかかる経費の一部を助成することにより、緑化への取組を支援していきます。

③緑化ボランティア活動の促進

区民や事業者による花壇の維持管理や地域住民などによる公園の自主管理など、区民・事業者・地域と区のパートナーシップを構築し、「緑の輪づくり」を構築していきます。

(参考)**「中央区緑の基本計画」の目標**

計画期間：平成 21(2009)年度から平成 30(2018)年度(10 年間)

- ・ 緑を増やします(緑被率 12%をめざします)。
- ・ 花や緑の豊かさが実感できるまちをつくれます(緑視率 50%をめざします)。
- ・ 緑の輪をみんなで拓げます。



基本目標4 安全安心な社会 ～安心とやすらぎが実感できるまちづくり～

・ 施策 13 ヒートアイランド対策の推進

＜具体的な取組＞

①建物の断熱化の推進

建物からの排熱が原因となって発生するヒートアイランド現象を緩和するため、高反射率塗料など高断熱材の導入費助成を充実していきます。

②遮熱性舗装の整備

ヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装の整備を引き続き推進していきます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、競技会場や区内の観光施設周辺となる道路において、選手や観客の夏の暑さ対策のための整備を推進していきます。

緑化の推進や水辺環境の整備は、ヒートアイランド現象緩和の側面もあるため、③から⑦については、「基本目標3 自然共生社会」から再掲しています。

③公園・児童遊園等の整備(基本目標3 施策9① 再掲)

④街路樹の整備(基本目標3 施策9② 再掲)

⑤水辺環境の整備(基本目標3 施策9③ 再掲)

⑥公共施設の緑化推進(基本目標3 施策 12① 再掲)

⑦民間施設の緑化促進(基本目標3 施策 12② 再掲)

・ 施策 14 生活環境の保全

＜具体的な取組＞

①低騒音舗装の整備

道路交通騒音を低減するとともに、雨天時における水はね防止や運転者の視認性向上のため、低騒音舗装の整備を推進していきます。

②車道透水性舗装の整備

局地的集中豪雨による河川や下水道の負担を軽減し、地下水の涵養(かんよう)効果の向上を図るため、車道透水性舗装の整備を推進していきます。

③環境調査(自動車排出ガス・騒音・道路交通振動等)の実施

自動車排出ガス、騒音および道路交通振動等の実態を適切に把握するための調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

・施策 15 大気環境の保全

＜具体的な取組＞

①低公害・低燃費車の普及促進

低公害・低燃費車の普及を一層促進するため、区営駐車場の使用料の優遇や電気エコ(急速充電)スタンドの利用促進を図るとともに、民間施設における電気自動車の充電設備の整備を促進します。

②エコドライブの普及促進

大気汚染物質や二酸化炭素の排出を削減するため、広報紙や懸垂幕の掲出による周知や事業者に対してアイドリング・ストップなどの協力を要請するなど、エコドライブを推奨していきます。

③環境調査(大気)の実施

大気汚染の実態を適切に把握するため、区役所内環境測定室において、6大気質※の常時測定を行い、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

※6大気質…二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、光化学オキシダント

・施策 16 水環境の保全

＜具体的な取組＞

①環境調査(河川水質)の実施

河川における水質汚濁の傾向と環境基準の適合状況を把握するため、5河川・1運河※での調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページにより幅広く周知していきます。

※5河川・1運河…中央大橋(隅田川)、浅草橋(神田川)、日本橋(日本橋川)、亀島橋(亀島川)、大手門橋(築地川)および黎明橋(朝潮運河)

②水生生物調査の実施

河川や運河などの水質状況を把握するため、5年に1度の水生生物調査を実施し、調査結果については、広報紙やホームページ、冊子により幅広く周知していきます。

・施策 17 環境美化の推進

＜具体的な取組＞

①歩きたばこ・ポイ捨て防止対策の推進

清潔な地域環境や快適な歩行空間を確保するため、指導員による地域パトロールや地元町会・事業者などと合同による街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施していきます。

②まちのクリーン活動の促進

まちの美化を図り、良好な生活環境を確保するため、区民および事業者などの自主的なクリーン活動を促進していきます。

基本目標5 学びと行動の輪(わ) ～みんなで環境活動に取り組むまちづくり～

・ 施策 18 環境保全意識の普及・啓発

＜具体的な取組＞

①環境情報センターの運営

区民・事業者などの環境保全意識を高め、環境活動を促進するため、講演会や講座、環境イベントの開催など、環境について学び・活動する機会を提供していきます。

②「中央区の森」事業の推進(基本目標1 低炭素社会 施策6① 再掲)

③リサイクルハウスの運営(基本目標2 循環型社会 施策7③ 再掲)

・ 施策 19 家庭・事業所における省エネルギー行動の促進

(基本目標1 低炭素社会 施策1 再掲)

＜具体的な取組＞

①中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及促進

②エネルギーマネジメントの促進

③再生可能エネルギーおよび省エネルギー機器の普及促進

